

長泉町下水道使用料改定(案)

【パブリックコメント資料】

下水道使用料を平均約30%改定します

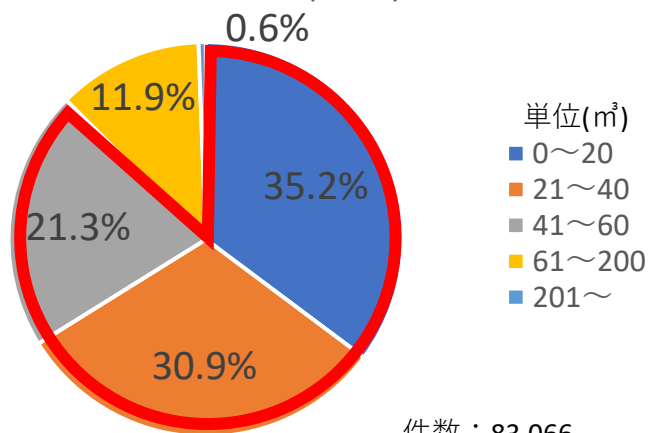
改定
ポイント

- 1.令和9年度に平均約30%の改定を行い（水量区分により現行使用料との差額が異なります）、令和14年度までに経費回収率※¹80%の達成を目指します（使用者の急激な負担増にならないように、段階的な見直しを行います）。
- 2.使用量の多い事業所などに高い負担を求める累進使用料制※²を廃止し、従量使用料単価を一律にすることで、下水使用量に応じた明確な使用料体系が確立され、すべての使用者が同じ単価でサービスを受けることができます。

※¹経費回収率：汚水処理費を使用料収入でどれだけ賄えているかを示す指標

※²累進使用料制：使用量が多いほど1m³あたりの使用料単価が高くなる使用料体系

R7水量区分別割合(件数)



使用水量0～60m³の使用者が全体の90%近い割合を占めています。

※³使用料単価：1m³あたりの使用料収入

※⁴汚水処理原価：汚水1m³処理するためにかかる費用

【使用料改定の必要性】

○30年間の使用料据え置き

- ・下水道事業が開始された平成6年から、消費税率の引上げを除き、**30年以上使用料の改定が行われていません。**

○経費回収率の低さ

- ・令和6年度の経費回収率は**58.8%**であり、国の指針である経費回収率**80%**に至っておらず使用料収入で汚水処理費を賄えていない状況です。
- ・不足分は一般会計（税金）からの繰入金で補っています。

○施設の老朽化対策

- ・供用開始から30年が経過し、**供用開始時から一度も改定がされていない**ことで、今後増加する下水道施設の老朽化対策にかかる事業費を賄えない状況です。

○累進使用料制廃止の妥当性

- ・国の指針では、ボリュームゾーンの利用者（現状**100円未満**）の使用料単価を汚水処理原価（**150円/m³**）に近い水準に設定することが求められています。

○近隣市町との比較

2ヵ月（税込み）

水量区画	長泉町 (現行)	長泉町 (改定案)	A市	B市	C市	D市	E町	F町
20㎥まで	基本料金 1,540円	基本料金 2,002円	基本料金 2,600円	基本料金 2,252円	基本料金 2,398円	基本料金 2,831.4円	基本料金 2,310円	基本料金 2,420円
21㎥～30㎥まで	88円	132円	179円	129.2円	130.9円	141.9円	154円	121円
31㎥～40㎥まで					143円		165円	
41㎥～60㎥まで	99円		182円	144.6円	154円	156.2円	176円	143円
61㎥～100㎥まで	110円		188円	161.2円	162.8円	169.4円	187円	154円
101㎥～110㎥まで			194円	188.4円				
111㎥～200㎥まで					176円	198円		
201㎥～1,000㎥まで	121円		201円	176円				
1,001㎥～			209円		199.6円			

○下水道使用料 改定案（2か月あたり・税抜）

使用料区分	水量区分	現行	改定案	差額
基本使用料	20m ³ まで	1,400円	1,820円	420円
従量使用料	21m ³ ～40m ³	80円	120円	40円
	41m ³ ～60m ³	90円		30円
	61m ³ ～200m ³	100円		20円
	201m ³ ～	110円		10円

累進使用料制を廃止し、従量使用料単価を一律にすることで、使用量に応じた明確な使用料体系が確立され、すべての使用者が同じ単価でサービスを受けられるようになります。

※令和6年度に見直しをした長泉町下水道事業経営戦略に基づき改定を行います。

※この下水道使用料改定案は、長泉町上下水道審議会での下水道使用料改定についての審議を経て作成したものです。

○下水道使用料改定シュミレーション（2か月あたり・税込み）

世帯人数	使用水量	現行	改定後	差額	1年間の 値上げ額
1人	16m ³	1,540円	2,002円	462円	2,772円
2人	30m ³	2,420円	3,322円	902円	5,412円
3人	40m ³	3,300円	4,642円	1,342円	8,052円
4人	46m ³	3,890円	5,434円	1,544円	9,264円
5人	55m ³	4,780円	6,622円	1,842円	11,052円
6人	68m ³	6,160円	8,338円	2,178円	13,068円

※使用水量は、「東京都水道局生活用水実態調査」の
世帯別平均水道使用量を引用しています

○下水道使用料計算方法（2か月分）

改定後の下水道使用料について、**2か月40m³**の汚水を下水道に流した場合

- 基本使用料 1,820円
- 従量使用料 2,400円（20m³×120円）※21m³～40m³
- 合 計 4,220円（税込4,642円）

○改定時期

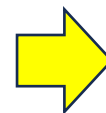
令和9年4月1日改定予定

○対象

公共下水道使用者

※個人で浄化槽を設置して汚
水処理している方は、下水
道使用料はかかりません。

パブリックコ
メントについ
て、詳しくは
町ホームペー
ジをご覧ください



下水道使用料
改定(案)に対
する意見はこ
ちらから

